

平成 17 年国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 17 年国勢調査はその 18 回目に当たる。

国勢調査は、大正 9 年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成 17 年国勢調査は簡易調査である。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正 9 年、昭和 5 年、昭和 15 年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正 14 年、昭和 10 年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年、17 年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

なお、沖縄県は、昭和 47 年 5 月 15 日に我が国に復帰し、昭和 50 年の国勢調査から調査地域となったが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって 5 回の国勢調査が実施されている。

調査の時期

平成 17 年国勢調査は、平成 17 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成 17 年国勢調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 4 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総府令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総府令（昭和 59 年総府令第 24 号）

調査の地域

平成 17 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

調査の対象

平成 17 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

平成17年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

(世帯員に関する事項)

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 就業状態
- (8) 就業時間
- (9) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (10) 仕事の種類
- (11) 従業上の地位
- (12) 従業地又は通学地

(世帯に関する事項)

- (1) 世帯の種類
- (2) 世帯員の数
- (3) 住居の種類
- (4) 住宅の床面積
- (5) 住宅の建て方

調査の方法

平成17年国勢調査は、総務省統計局 - 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員の流れにより行った。

調査の実施に先立ち、平成17年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるように設定され、その数は約98万である。

なお、調査区は、平成2年国勢調査より恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成されている。

平成17年国勢調査は、総務大臣により任命された約85万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する方法により行った。また、調査票は、調査の事項について世帯が記入した。

なお、調査に用いられた調査票は、直接、光学式文字読取装置で読み取りができるもので、1枚に4名分記入できる連記票である。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

集計結果の公表と報告書

集計は、独立行政法人統計センターが下記の集計区分により行い、結果の公表は、総務省統計局が結果原表を閲覧に供する方法等により行う。また、主な結果を収録した報告書を公表の約1か月後に刊行する。

以下に、公表等の日程を示す。

1 要計表による人口集計

要計表による人口集計は、都道府県及び市区町村で作成した要計表に基づいて全国、都道府県、市区町村別の人口及び世帯数を集計するもので、平成17年国勢調査の結果として最初に公表された。

この集計結果は、平成17年12月27日に公表し、同日付けの官報に公示（総務省告示第1380号）するとともに「速報シリーズ№1 全国都道府県市区町村別人口（要計表による人口）」として平成18年1月に刊行した。

2 抽出速報集計

抽出速報集計は、平成17年国勢調査の全国及び都道府県別結果の早期利用を図るため、一定の方法により全世帯の約100分の1の調査票を抽出し、主要な事項について集計するものである。

この集計結果は、平成18年6月30日に公表し、主な結果を収録した報告書を「速報シリーズ№2 抽出速報集計結果」として刊行した。

3 第1次基本集計

第1次基本集計は、人口の男女・年齢・配偶関係別構成に関する結果、世帯及び住居に関する結果並びに高齢世帯等に関する結果を全国、都道府県、市区町村別に集計するものである。

この集計結果のうち、都道府県、市区町村別の結果については、平成18年10月までに都道府県を単位として順次公表し、主な結果を収録した報告書を「第2巻 人口の男女・年齢・配偶関係、世帯の構成・住居の状態 その2 都道府県・市区町村編」（47分冊）として刊行する。また、全国の結果については、平成18年10月に公表し、主な結果を収録した報告書を「第2巻 人口の男女・年齢・配偶関係、世帯の構成・住居の状態 その1 全国編」を刊行する。

なお、全国、都道府県、市区町村、人口集中地区別の人口及び面積に関する統計表を従前の結果と併せて収録した報告書である「第1巻 人口総数」を平成19年2月に刊行する。

4 第2次基本集計

第2次基本集計は、人口の労働力状態別構成及び就業者の産業（大分類）別構成等に関する結果

を全国，都道府県，市区町村別に集計するものである。

この集計結果のうち，都道府県，市区町村別の結果については，平成19年1月までに都道府県を単位として順次公表し，主な結果を収録した報告書を「第3巻 人口の労働力状態，就業者の産業（大分類），その2 都道府県・市区町村編」（47分冊）として刊行する。また，全国の結果については，平成19年1月に公表し，主な結果を収録した報告書を「第3巻 人口の労働力状態，就業者の産業（大分類）その1 全国編」として刊行する。

5 第3次基本集計

第3次基本集計は，就業者の職業（大分類）別構成及び母子世帯・父子世帯数等に関する結果を全国，都道府県，市区町村別に集計するものである。

この集計結果のうち，都道府県，市区町村別の結果については，平成19年12月までに都道府県を単位として順次公表し，追って主な結果を収録した報告書を「第4巻 就業者の職業（大分類），世帯の型 その2 都道府県・市区町村編」（47分冊）として刊行する。また，全国の結果については，平成19年12月に公表し，主な結果を収録した報告書を「第4巻 就業者の職業（大分類），世帯の型 その1 全国編」として刊行する。

6 抽出詳細集計

抽出詳細集計は，一定の方法により一部の世帯の調査票を抽出し，就業者の産業・職業（小分類）等に関する詳細な結果を，全国，都道府県，市区町村別に集計するものである。

この集計結果のうち，都道府県，市区町村別の結果については，平成20年12月までに都道府県を単位として順次公表し，追って主な結果を収録した報告書を「第5巻 就業者の産業（小分類）・職業（小分類）（抽出集計）その2 都道府県・市区町村編」（47分冊）として刊行する。また，全国の結果については，平成20年12月に公表し，主な結果を収録した報告書を「第5巻 就業者の産業（小分類）・職業（小分類）（抽出集計）その1 全国編」として刊行する。

7 従業地・通学地集計

従業地・通学地集計は，従業地・通学地による人口（「昼間人口」）の構成や常住地の市区町村と従業地・通学地の市区町村との関係などの結果を集計するものである。

なお，従業地・通学地集計は，上記第1次・第2次基本集計，第3次基本集計及び抽出詳細集計の各々に対応して，次の3段階に分けて集計される。

(1) 従業地・通学地集計（第1次・第2次基本集計に対応）

従業地・通学地による人口の構成及び従業地による就業者の産業（大分類）別構成に関する

結果を集計するものである。この集計結果は，平成19年3月に公表し，追って主な結果を収録した報告書を「第6巻その1 従業地・通学地による人口 - 人口の男女・年齢，就業者の産業（大分類）第1部 全国編」及び「第6巻その1 従業地・通学地による人口 - 人口の男女・年齢，就業者の産業（大分類）第2部 都道府県・市区町村編」（47分冊）として刊行する。

(2) 従業地・通学地集計（第3次基本集計に対応）

従業地による就業者の職業（大分類）別構成に関する結果を集計するものである。

この集計結果は，平成20年4月に公表し，追って主な結果を収録した報告書を「第6巻その2 従業地・通学地による人口 - 就業者の職業（大分類）」（7分冊）として刊行する。

(3) 従業地・通学地集計（抽出詳細集計に対応）

従業地による就業者の産業・職業（中分類）に関する詳細な結果を集計するものである。

この集計結果は，平成20年12月に公表し，追って主な結果を収録した報告書を「第6巻その3 従業地・通学地による人口 - 就業者の産業（中分類）・職業（中分類）（抽出集計）」（6分冊）として刊行する。

8 小地域集計

小地域集計は，各市区町村について，第1次基本集計，第2次基本集計，第3次基本集計，従業地・通学地集計に係る集計事項のうち基本的なものを町丁・字等（又は基本単位区）別に集計するものである。

この集計結果は，それぞれの基本集計結果の公表後約3ヶ月後に都道府県を単位として公表する予定である。

用語の解説

人 口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

「常住している者」については、平成17年国勢調査の概要「調査の対象」(1) ページを参照されたい。

面 積

本報告書等に掲載し、また人口密度の算出に用いた全国・都道府県・郡支庁・市区町村別面積は、国土交通省国土地理院（以下「国土地理院」という。）が公表した平成17年10月1日現在の「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

ただし、国土地理院が公表した市区町村別面積には、その一部に、市区町村の境界に変更等があっても国土地理院の調査が未了のため変更以前の面積が表示されているもの、境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものがある。これらについては、国勢調査結果の利用者の便宜を図るため、総務省統計局において面積を推定し、その旨を注記した。したがって、これらの市区町村別面積は、国土地理院が公表する面積とは一致しないことがあるので、利用の際には注意されたい。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものである。ただし、全域が人口集中地区となる市区町村の面積は、上記の「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

年 齢

年齢は、平成17年9月30日現在による満年齢である。

なお、平成17年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未婚—まだ結婚をしたことのない人

有配偶—届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死別—妻又は夫と死別して独身の人

離別—妻又は夫と離別して独身の人

国 籍

国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分した。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人 - 日本
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 - 調査票の国名欄に記入された国

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。

- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒 - 学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 - 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 - 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者 - 自衛隊の営舎内又は艦船

内の居住者の集まり

- (5) 矯正施設の入所者 - 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他 - 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

- A 親族世帯 - 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もこれに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれている。

- B 非親族世帯 - 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

- C 単独世帯 - 世帯人員が一人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯
- その他の親族世帯
- (5) 夫婦と両親から成る世帯
 - 夫婦と夫の親から成る世帯
 - 夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
 - 夫婦と夫の親から成る世帯

夫婦と妻の親から成る世帯

- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯

夫婦、子供と夫の親から成る世帯

夫婦、子供と妻の親から成る世帯

- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯

夫婦、子供と夫の親から成る世帯

夫婦、子供と妻の親から成る世帯

- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯

- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯

- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯

夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯

夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯

- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯

夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯

夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯

- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯

- (14) 他に分類されない親族世帯

3世代世帯

3世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3世代世帯は含まれない。

外国人のいる世帯の家族類型

外国人のいる世帯を、次のとおり区分した。

日本人親族がいない世帯 - 親族世帯員が外国人のみの世帯

なお、その世帯に同居する日本人の非親族（営業使用人、家事使用人など）がいる場合も含まれる。

うち外国人のみの世帯

- (1) 核家族世帯

うち夫婦のみの世帯

- (2) その他の親族世帯
- (3) 非親族世帯
- (4) 単独世帯

外国人親族と日本人親族がいる世帯 - 外国人の親族世帯員と日本人の親族世帯員がいる世帯

- (5) 核家族世帯

うち夫婦のみの世帯

- (6) その他の親族世帯

外国人親族がいない世帯 - 親族世帯員が日本人のみの世帯で、その世帯に同居する外国人の非親族（営業使用人、家事使用人など）がいる世帯

母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

住宅 - 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる持続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住宅以外 - 寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

主世帯 - 「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

持ち家 - 居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家 - その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

都市機構・公社の借家 - その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。

民営の借家 - その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅 - 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り - 他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

延べ面積

延べ面積とは、各居住室（居間、茶の間、寝室、客間、

書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室)の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれない。

なお、坪単位で記入されたものについては1坪を3.3㎡に換算した。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。このうち共同住宅については、その建物の階数を「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」の五つに区分し、また、世帯が住んでいる階により「1・2階」、「3～5階」、「6～10階」、「11～14階」、「15階以上」の五つに区分している。

一戸建 - 1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれる。

長屋建 - 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

共同住宅 - 一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

なお、階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある、いわゆる「げたばき住宅」も含まれる。

その他 - 上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舍・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合

人口集中地区

昭和28年の町村合併促進法及び昭和31年の新市町村建設促進法による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から新たに人口集中地区を設

定した。

平成17年国勢調査の「人口集中地区」は、以下の3点を条件として設定した。

(1) 平成17年国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。

(2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上）が隣接していること。

(3) それらの地域の人口が平成17年国勢調査時に5,000人以上を有すること。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が1km²当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

人口集中地区符号

同一市区町村に2か所以上の人口集中地区が設定されている場合は、人口の多い順に、
、
、
……の符号でそれぞれの人口集中地区を表示した。